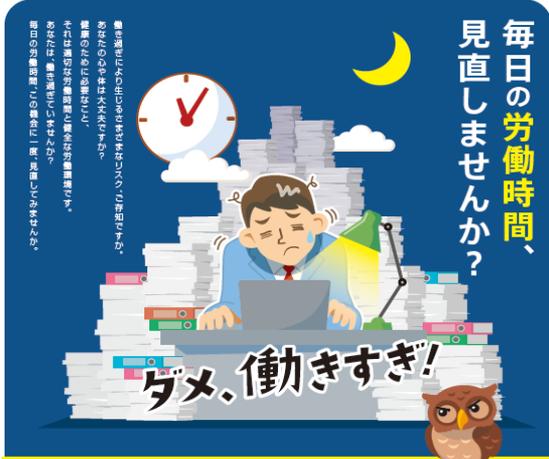




## I 11月は「過労死等防止啓発月間」です

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）は、平成26年11月1日に施行され、いわゆる過労死等（※）の防止に向けて、毎月11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働の削減、過重労働の解消、周知啓発等に取り組んでいます。

過労死等防止啓発月間を契機に、働き方を見つめ直し、ワーク・ライフ・バランスの実現、働きやすい職場環境の整備を進めましょう！



11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

## 厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します

- 1 労使の主体的な取組を促進します**  
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します**  
都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。
- 3 長時間労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します**  
長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

**4 労働相談を実施します**

11月2日（土）を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和6年11月2日（土） 9:00～17:00

なくしましよ 長い残業

☎ 0120-794-713

11月1日～7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

**5 過重労働解消のためのセミナーを開催します**

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」〔委託事業〕を開催します（無料でどなたでも参加できます）。

参加費無料

\*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

**過労死等防止対策推進シンポジウム**

日時 2024年11月14日（木） 13:30～15:30（受付13:00～）

会場 岩手教育会館 2階 多目的ホール（盛岡市大通一丁目1-16）

参加無料 事前申込

【プログラム】

- 主催者挨拶 岩手労働局
- 遺族からの声
- 特別講演  
職場におけるメンタルヘルス不調者の復帰支援の取組みについて ～産業医の立場から～
- 取組事例報告

申し込みはこちら ▶ [https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/page\\_iwate.html](https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/page_iwate.html)

## 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

（※）過労死等とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいいます。

過労死等に係る労災請求等の状況については、「過労死等防止対策白書」をご覧ください ▶ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html>

## II シリーズ 安全衛生クイズ ⑦『メンタルヘルス』の巻

メンタルヘルス（心の健康確保）の一つに「ストレスチェック」があります。あなたの職場ではどのように取り組んでいますか？

- 第1問** ストレスチェックの実施時期は？ ① 1年に1回 ② 2年に1回 ③ 3年に1回 （ / 安衛則 52 条の 9）
- 第2問** ストレスチェックの実施にあたり、その事務処理に従事してはならない人は誰？  
① 医師・保健師 ② 精神保健福祉士・公認心理士 ③ 人事部長・人事課長・人事係長 （ / 安衛則 52 条の 10）
- 第3問** ストレスチェックの結果、医師等の面接指導が必要な人は？  
① 健康診断で十分だ ② ストレス程度が高く、面接指導が必要と医師等が認めた人 ③ 会社で適宜選ぶ （ / 安衛則 52 条の 15）
- 第4問** 面接指導の実施時期は？ ① 次回定期健康診断の時でよい ② 仕事の都合次第でよい ③ 1 か月以内 （ / 安衛則 55 条の 16）
- 第5問** 面接指導の結果に基づく医師の意見によって何か対応するの？ ① 必要に応じ就業場所の変更や労働時間短縮などの措置を講ずる ② 定期健診で何も所見がないから不要 ③ 個人の判断に任せる （ / 安衛法 66 条の 10 第 6 項）
- 第6問** 監督署に提出するストレスチェック及び面接指導結果の報告は、常時使用する労働者が何人以上であれば報告義務があるの？  
① 100 人以上 ② 50 人以上 ③ 30 人以上 （ / 安衛則 51 条の 21）



ストレスチェックは、職場環境の改善に役立てるのだ！



こちらも参照 ▶ <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/index.html>

答えは、最終ページをご覧ください。答え合わせをしてみましょう！

### Ⅲ 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更

過労死等防止対策推進法施行から10年が経過しましたが、過労死等事案による労災請求・支給決定件数は増加傾向にあり、長時間労働対策、メンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策の重要性が一層増しており、令和6年8月2日大綱の変更が閣議決定しました。変更のポイントは以下のとおりです。長時間労働の解消、メンタルヘルス対策など、過労死等の防止対策に取り組みましょう。

#### 1 大綱策定10年を振り返り、更なる取り組みを推進

- 令和7年には大綱策定から10年の節目を迎えるため、この間の調査研究や取組の成果を振り返り、それらも踏まえ今後の対策を更に検討し推進

#### 2 上限規制の遵守徹底、過労死等の再発防止指導、フリーランス等対策を強化

- 令和6年4月から全面適用された時間外労働の上限規制の遵守を徹底、過労死等を繰り返し発生させた企業に改善計画を策定させるなど再発防止の指導を強化
- フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行後の履行確保、個人事業者等の安全衛生対策・健康管理の強化、労災保険の特別加入制度の対象拡大等の取組を推進

#### 3 業種やハラスメントに着目した調査・分析を充実

- 芸術・芸能分野を重点業種等に追加
- 過労死等事案について、事業主に義務付けられているハラスメント防止措置の状況についても収集・分析を実施

#### 4 国以外も含めた関係者による取組を推進

- 業種別のカスタマーハラスメント対策の取組を支援
- 事業主は、管理職や上司、若年労働者に対し、労働関係法令の研修等を実施
- 労働組合は、職場で労働関係法令が適切に運用されているか定期的に確認

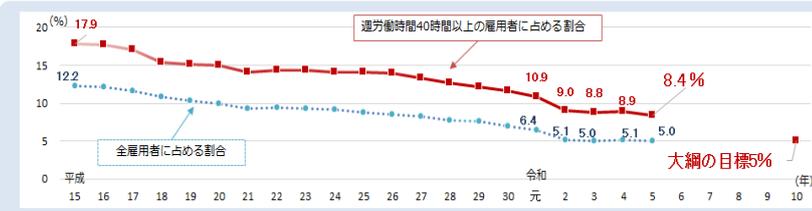


「過労死等の防止のための対策に関する大綱」変更の概要はこちら → <https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/001282630.pdf>

### Ⅳ 令和6年度版「過労死等防止対策白書」が公表されました

政府は、令和6年10月11日、過労死等防止対策推進法に基づき、「令和5年度 我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」（令和6年版 過労死等防止対策白書）を閣議決定しました。

週労働時間60時間以上の雇用の割合



年次有給休暇



メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所割合



令和6年度版「過労死等防止対策白書（本文）」はこちら→

<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/karoushi/24/index.html>

令和6年度版「過労死等防止対策白書（概要版）」はこちら↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/001315699.pdf>



### Ⅴ 電子申請による本社一括届出

電子申請をご利用頂いている事業場が年々増加しております。

「36協定」や「変形労働時間制に関する協定」など、一定の要件を満たす場合に、本社一括届出が便利です。

代表的な例をご紹介します。

【就業規則】以下①②いずれも満たしていること。

- ①本社で作成された就業規則と各事業場の就業規則の内容が同一であること。
- ②各事業場分の労働者代表の意見書が添付されていること。

【36協定】

①労働保険番号、②事業の種類、③事業の名称、④事業の所在地（電話番号）、⑤労働者数（満18歳以上の者）、⑥協定成立年月日、⑦（労働者側）協定当事者（※電子申請の場合に限り、協定の労働者代表が事業場ごとに異なっていても本社一括届出を可能としています。）以外の協定内容が同一であること。

【1年単位の変形労働時間制に関する協定届】

電子申請の場合のみ本社一括届出可能です。



電子申請について詳しくは、厚生労働省HPをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuit/e/bunya/0000184033.html>

「36協定届」や「就業規則（変更）届」など  
労働基準法などの電子申請が  
さらに便利になりました！

電子申請で業務を効率化しましょう

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000919894.pdf>

e-Gov電子申請とは

電子申請とは、現在紙によって行われている申請や届出などの行政インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにする



役所の窓口が  
しまっても大丈夫



どこからでも申請可能



マイページで  
状況をすぐに確認



パソコン上でだけ  
手続が完了

～最近の変更点～

- 令和3年4月1日から、電子署名・電子証明書が不要になっています。
- 令和5年2月27日から、1年単位の変形労働時間制に関する協定届の本社一括届出が開始されました。
- 令和5年2月27日から、受付印が付いた控をダウンロードできる手続が27の届出・申請等に拡充されました。
- 令和5年2月27日から、36協定届のエラーチェック機能が拡充されました。
- 令和6年1月4日から、36協定届の新様式が追加されました。
- 令和6年2月23日から、1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届等の本社一括届出が開始されました。

## VI 岩手県最低賃金は「952円」です！

**岩手県 最低賃金**

令和6年10月27日から  
時間額

前年比 **59円 UP**

**952円**

「最低賃金制度」は、働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金）を保障する制度のことです（年齢やパート、学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。）、働く人と雇う人のためのルールです。

中小企業事業者の皆さんへ  
賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

**業務改善助成金** 最大600万円を助成

業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440



最低賃金に関する特設サイト



<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関するお問い合わせは岩手労働局または最寄りの労働基準監督署へ



[https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyomu\\_naiyou/kjunbu/chingin.html](https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyomu_naiyou/kjunbu/chingin.html)

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>

## VII 最低賃金のポイント

花巻労働基準監督署では、使用者と労働者の双方に最低賃金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、花巻労働基準監督署が過去に実施した監督指導において最低賃金未滿を認めた事案を基に、特に重点的な周知が必要と考えられる3事例を「よくある間違い」「ポイント」としてとりまとめ、ホームページ「最低賃金のポイント」に掲載、公開しました。

チェック!

厚生労働省 岩手労働局

最低賃金のポイント | 花巻監督署

はじめに

2024年10月27日から岩手県最低賃金は時間額952円です。花巻労働基準監督署が実施する労働調査では、最低賃金未滿の賃金額を確認することがあります。よくある間違いやポイントを理解して、賃金が最低賃金以上であることを確認しましょう。

**岩手県最低賃金**  
時間額 **952円**

2024年10月27日 効力発生

【事例1】月給から時間額に換算していない

月給で16万円支払っていただければ、最低賃金の問題はないと思っていた。

ポイント

最低賃金は時間額で定められているので、月給の場合は時間額に換算して比較する必要があります。

岩手県最低賃金との比較例

例えば、ある労働者の1か月の平均所定労働時間が173時間（※1）の場合、岩手県最低賃金以上を支払うためには、月給として約16万5千円（※2）が必要です。



詳しくは、「花巻監督署からのお知らせ」から「最低賃金のポイント」をご覧ください →

[https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/news\\_topics/kantokusho\\_oshirase/hanamakikantokusyo/roumukanri\\_saiteichingin.html](https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/hanamakikantokusyo/roumukanri_saiteichingin.html)

## VIII 労働基準法 よくある相談 ④ 『割増賃金』 その4

割増賃金の計算方法は？ 深夜労働とか休日労働は？

今回は、割増賃金の基礎単価の解説です。

Point 1 【割増率】

法定労働時間（1日8h、1週40h）を超えて働かせた時 **2割5分以上**

深夜労働（夜10時から朝5時） **2割5分以上**

法定休日に働かせた時 **3割5分以上**、



※1 時間外労働が月60時間を超えた場合、60時間を超えた時間について**5割以上**

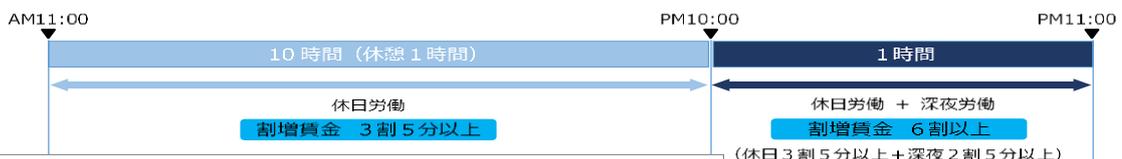
※2 法定労働時間を超え、かつ、深夜労働となる場合、**2割5分以上 + 2割5分以上 = 5割以上**

※3 法定休日の労働が深夜労働の時間帯に及んだ場合は、**3割5分以上 + 2割5分以上 = 6割以上**

【例1】時間外労働 … 会社の所定労働時間が午前8時30分から午後5時（休憩1時間、所定労働時間7.5時間）の場合（※法定外休日も同様）



【例2】法定休日労働 … 午前11:00から午後11:00まで労働させた場合（休憩1時間）



## IX 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン

国土交通省では、令和6年10月から令和7年2月末までの間を大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン実施期間として、全国的に展開し大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を図る取組を実施することとしています。

例年10月以降の冬用タイヤ交換時期において車輪脱落事故が多発しているため、「点検整備」「適正締付」等を徹底しましょう！

大型自動車（事業用・家用）に乗られる皆さんへ

### 重大事故を防ぐため、適切な点検整備の実施を！

大型自動車は、事故が起こると重大な被害につながる可能性があります。日々の点検整備を徹底し、安全な車社会の形成に、ご協力をお願いします。

大型自動車の車輪脱落事故

① 事故件数は、近年増加  
② 走行者につかれれば、大事故になりかねません

以下にご留意を！

#### 日常点検

走行距離が伸びると、タイヤの空気圧が低下し、タイヤの摩耗が進みます。50～100キロほど走行したら、適切な空気圧で調整しましょう。

タイヤの空気圧を定期的に確認しましょう。

タイヤの摩耗がひどい場合は、交換が必要です。

#### 車輪脱落防止

車輪の脱落は、重大な事故の原因となります。車輪の脱落防止対策として、車輪の締め付けトルクを適切に調整する必要があります。

タイヤの締め付けトルクを定期的に確認しましょう。

タイヤの締め付けトルクが適切でない場合は、調整が必要です。

国土交通省 車輪脱落事故防止特設ページ

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-1/>

国土交通省、車輪脱落事故防止特設ページに、日常点検表、注意すべきポイントが掲載されていますので、ご確認ください。



## X 有害物に関する掲示をお願いします

令和5年4月1日（一部10月1日）より、労働安全衛生規則（安衛則）、有機溶剤中毒予防規則（有機則）等の改正等を受け、有害物に関する掲示の対象・内容が拡大されています。

「有機溶剤を取扱う作業場」「特定化学物質を取扱う作業場」「粉じん作業を行う作業場」における掲示の内容は以下のとおりです。

掲示内容が正しいものであるかご確認をお願いいたします。ご不明な点は労働基準監督署にお問い合わせください。

- 【有機溶剤を取扱う作業場】有機則第24条
- 1 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
  - 2 有機溶剤等の取扱い上の注意事項
  - 3 有機溶剤による中毒が発生した時の応急措置
  - 4 使用すべき保護具（※SDSに基づく措置を記載する）

- 【特定化学物質を取扱う作業場】特化則第38条の3
- 1 特定化学物質の名称
  - 2 特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
  - 3 特定化学物質の取扱い上の注意事項
  - 4 使用すべき保護具（※SDSに基づく措置を記載する）

- 【アーク溶接等粉じん作業を行う作業場】粉じん則第23条の2
- 1 粉じん作業を行う場所である旨
  - 2 粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
  - 3 粉じん等の取扱い上の注意事項
  - 4 使用すべき保護具

改正通達はこちら↓（令和5年3月29日基発 0329 第32号）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001080990.pdf>

## XI フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（改定）

令和5年4月28日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号）が成立し、令和6年11月1日から施行されます。

これに伴い、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」が改定されました。

フリーランスに関する厚生労働省 HP はこちら→  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)

内閣官房 HP ↓  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonyugi/freelance/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonyugi/freelance/index.html)

2024年11月1日から

### フリーランスの方のために、新しい法律がスタートします。

公正取引委員会 特設ページ

[https://www.jftc.go.jp/freelancelaw\\_2024/index.html](https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/index.html)

法律の概要、義務の内容、理解度診断、よくある質問、あるあるチェック、Q&A、フリーランス・トラブル110番 など

## XII 労働保険 守る責任。加入する義務。

ひとりでも 働く職場に 労働保険

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。**

※5人未満の労働者を雇用する個人事業主等の事業の一部については、後継事業主等から認められます。  
※強制適用事業以外の事業でも、要件を満たせば労働保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。



●労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

●短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、団体の役員等は一定の場合を除き、労働保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用開発助成金については、労働保険料の未納がある場合、支給できない可能性があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利です。

詳しくは、労働保険特設サイトをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/tokusetusaito.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/tokusetusaito.html)

安全衛生クイズの答え 問1：① 問2：③ 問3：② 問4：③ 問5：① 問6：②